

平成23年8月8日

問い合わせ先

国土交通省 海事局海技課 前里・田口

(代表) 03-5253-8111 (内線) 45-339,45-315

(直通) 03-5253-8655

海技士国家試験（定期試験）の期日等の見直しについて

- 大学、高等専門学校からの要望を踏まえ、海技士国家試験（筆記）の一部を休日にも実施
- 大学、高等専門学校の新卒者について、早期に海技免状を取得できるよう、海技士国家試験（口述）を先行実施

国土交通省では、日本船舶の船長、航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者を「船舶職員」として乗り組ませることができる資格として、海技士国家試験制度を設けており、海技士国家試験を各地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）において実施しております。

年に4回（4月、7月、10月、2月）実施する海技士国家試験の定期試験（以下「定期試験」という。）の日程について、今般、受験者ニーズを考慮して、以下のとおり見直しました。

○ 今回の見直しのポイント

（1）定期試験における休日試験の実施

筆記試験の受験にあたり、平日に試験を受験することが困難であるとの指摘を踏まえ、以下の筆記試験については、試験的に休日に実施。

○ 2級海技士筆記試験：平成23年10月22日（土）、23日（日）に実施

○ 1級海技士筆記試験：平成23年度の状況を踏まえ、実施予定

（2）10月定期試験における3級海技士試験（口述）の先行実施

10月定期試験時の3級海技士試験（口述）は、船舶職員養成施設の課程を9月に修了した者に就職してすぐに資格を取得させたいとの要望を踏まえ、当該10月定期試験について、以下のとおり実施方法を改めることとした。

※商船系の学校の卒業者は、9月に学校を修了して、10月から海運会社に就職するのが一般的です。

○試験開始期日を「10月12日」から「10月1日」に前倒した上、船舶職員養成施設の課程を修了した者（直近の卒業者）を対象に、3級海技士試験（口述）を10月1日から同月11日までの平日に実施する。

(3) 船橋当直3級海技士（航海）試験及び機関当直3級海技士（機関）試験の実施方法の見直し

船橋当直3級海技士（航海）及び機関当直3級海技士（機関）は、受験者数が極めて少ないことに鑑み、年1回（7月定期試験）のみ実施することとした。

(参考) 海技士の資格（航海士として乗船する場合）

3級海技士：主として、外航船の航海士として乗船できる資格。

2級海技士：主として、外航船の一等航海士として乗船できる資格。

1級海技士：主として、外航船の船長として乗船できる資格。

船橋当直3級海技士：特定の要件の下で船舶の船橋（ブリッジ）で船舶の安全航行を監視する資格。